

新座市営墓園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 5 日

新座市長 並 木 傑



新座市規則第 1 号

新座市営墓園規則の一部を改正する規則

新座市営墓園規則（昭和 6 0 年新座市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																					
（墓所の設備等の基準） 第 1 3 条 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>4 使用権利者は、墓所に植栽を設置すること はできない。</u> （墓所の設備等の届出） 第 1 4 条 一般墓所の使用権利者が墓石その他 の工作物を新設し、<u>又は改修しようとする</u>と きは、新座市営墓園墓所内工事着手届に図面 を添えて管理者に提出し、新座市営墓園墓所 内工事確認票（以下この条において「確認票」 という。）の交付を受けなければならない。 2・3 〔略〕 別表（第 1 3 条関係） <table><tr><th colspan="3">墓所設備等基準</th></tr><tr><th>種別 区分</th><th>普通墓所</th><th>芝生墓所</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	墓所設備等基準			種別 区分	普通墓所	芝生墓所	〔略〕			（墓所の設備等の基準） 第 1 3 条 〔略〕 2・3 〔略〕 （墓所の設備等の届出） 第 1 4 条 一般墓所の使用権利者が墓石その他 の工作物を新設し、<u>若しくは改修し、又は植 樹をしようとする</u>ときは、新座市営墓園墓所 内工事着手届に図面を添えて管理者に提出し、 新座市営墓園墓所内工事確認票（以下この条 において「確認票」という。）の交付を受け なければならない。 2・3 〔略〕 別表（第 1 3 条関係） <table><tr><th colspan="3">墓所設備等基準</th></tr><tr><th>種別 区分</th><th>普通墓所</th><th>芝生墓所</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>植栽の種</td><td>常緑樹 2 本</td><td>設置するこ</td></tr></table>	墓所設備等基準			種別 区分	普通墓所	芝生墓所	〔略〕			植栽の種	常緑樹 2 本	設置するこ
墓所設備等基準																						
種別 区分	普通墓所	芝生墓所																				
〔略〕																						
墓所設備等基準																						
種別 区分	普通墓所	芝生墓所																				
〔略〕																						
植栽の種	常緑樹 2 本	設置するこ																				

	類及び高さ	以内、高さは常に 150センチメートル 以内とする。	とができない。
--	-------	----------------------------------	---------

附 則

- この規則は、令和8年2月2日から施行する。
- 改正後の新座市営墓園規則の規定は、この規則の施行の日以後に設備等を新たに設置しようとする場合における普通墓所の設備等の基準として適用する。
- この規則の施行の際現に普通墓所の使用の許可を受けている者は、前項の規定にかかわらず、令和8年7月31日までの間は、なお従前の例によることができる。